

不当労働行為救済申立書

令和〇年〇月〇日

徳島県労働委員会会長 殿

申立人 〇〇労働組合
代表者職氏名 執行委員長〇〇〇〇
電話 〇〇〇局〇〇〇〇番

労働組合法第7条第〇号、第〇号違反について、労働委員会規則第32条により、次のとおり申し立てます。

1 当事者

Table with 3 columns: Party (申立人/被申立人), Address/Name, and Details (Address, Name, Representative). Includes placeholder text like '〇〇市〇〇町〇丁目〇番地'.

2 請求する救済の内容

使用者の不当労働行為をやめさせるため、あるいは不当労働行為がなかった状態に戻すため、使用者に対して履行を請求する行為の内容を、具体的かつ明確簡潔に、箇条書きで、次の要領により記載してください。

○ **1号関係**

被申立人は、申立人〇〇〇〇に対する令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの解雇を取消し、原職に復帰させ、解雇から原職復帰までの間、同人が受け取るはずであった給与相当額を支払うこと。

○ **2号関係**

被申立人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に申立人から申入れのあった〇〇〇〇に関する団体交渉に誠意をもって応ずること。

○ **3号関係**

被申立人は、申立人組合員に対し組合からの脱退を勧誘するなどして組合運営に支配介入しないこと。

- ・被申立人は、命令交付後〇日以内に、下記の文言を縦〇cm、横〇cmの白色木板に明瞭に墨書し、被申立人の従業員の見やすい場所に〇日間掲示すること。

記

当社が、貴組合の組合員に対し組合からの脱退を勧誘したことは、不当労働行為であると、徳島県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働組合

執行委員長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

### 3 不当労働行為を構成する具体的事実

使用者の不当労働行為の事実について、いつ、どこで、誰が誰に、どのように、何をしたというふうに、具体的に、次の要領により記載してください。

#### ○ 1号関係

解雇などの処分のあった年月日とその理由並びに処分の真の理由が処分された者の組合活動に起因するということの事実

#### ○ 2号関係

団体交渉の交渉事項と申し入れた年月日並びに使用者が団体交渉を拒否した年月日と正当な理由がなく拒否された事実

#### ○ 3号関係

使用者が労働組合の弱体化を図るなど、組合運営に対し、支配介入した事実

#### ○ 4号関係

1号関係を参考にしてください。

#### ■ 記載例

(1) 申立人組合は、〇〇〇〇らが中心となって、令和〇年3月22日に従業員75名で結成し、ベースアップを要求することを決議した。

(2) 翌日の朝、申立人組合の三役は、被申立人会社の勤労課長に会いベースアップの要求書を手渡した。席上、勤労課長は「会社は近く合併するかもしれない。そうすると組合に入っている者は、合併後は、採用されないかも知れない。」と言って組合を解散するように強要したが、聞き入れなかった。

(3) 3月24日から勤労課長は、組合員に組合三役に言ったと同じようなことを言って組合を脱退するように勧めた。このため組合を脱退する者が続出し、組合員は4月1日現在31名となった。

(4) 4月1日組合執行委員長〇〇〇〇を成績不良を理由に解雇した。

以上の諸事実は、被申立人会社が組合結成を嫌い、組合員に働きかけて

組合脱退を勧め、勤務成績不良を理由に、組合の中心人物を解雇し、これによって、申立人組合の破滅を図ろうとするもので、労働組合法第7条第1号、第3号に該当する不当労働行為である。